

京都市告示第 608号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

京都市長 松井孝治

| 整理番号 | 路線名 | 起終点 | 重要な経過地 |
|------|-----------|------------------------------------|--------|
| 1 | 紫野門前経23号線 | 北区紫竹西高繩町14番地地先 同町18番地の4地先 | |
| 2 | 山科大宅経25号線 | 山科区大宅鳥井脇町11番地地先 同町23番地地先 | |
| 3 | 八条経5号線 | 下京区薬園町174番地の36地先 同区二人司町11番地の8地先 | |

(建設局土木管理部道路明示課)